地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要 (令和4年10月閣議決定)

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成(閣議決定)。

統一・標準化の意義及び目標

移行期間:「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等:「平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- → 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- → デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最 小限度の改変又は追加
- ・推進体制 (制度所管府省の役割、関係府省会議)
- •意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項 (データ要件・連携要件、セキュリティ、 ガバメントクラウドの利用、共通機能)
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項 (標準化基準の策定・変更方針、適合性 の確認、検討体制)

その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援 (財政支援に関する基本的考え方、 デジタル基盤改革支援補助金)
- ・地方公共団体へのその他の支援 (情報提供、市区町村の進捗管理、 デジタル人材、都道府県の役割等)

